

国立歴史民俗博物館総合展示検討会議規程

〔平成20年7月22日〕
〔歴博規第 69号〕

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館（以下「歴博」という。）の総合展示全般に関する検討を行うために、館長諮問機関として総合展示検討会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、館長の求めに応じ、以下の総合展示にかかる審議・助言を行う。

- 一 総合展示の内容に関する事
- 二 総合展示の長期的計画に関する事
- 三 その他、総合展示全般に関する事

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって10名以内で構成する。

- 一 日本の歴史学、考古学、民俗学に深い造詣を有する者
- 二 外国人歴史研究者
- 三 その他の、日本文化全般にわたる有識者

(任期)

第4条 任期は2年とし、再任は、これを妨げない。

(会議の運営)

第5条 会議の運営にあたっては、会議において議長を選出する。

- 2 会議は、館長の求めに応じて議長が招集する。
- 3 議長は会議を掌理する。
- 4 議長は、構成員の同意を得て、構成員以外の教職員等の出席を求めることができる。
- 5 会議には、館長、副館長、総合展示リニューアル運営会議議長、各室展示プロジェクト代表及び管理部関係部署の代表職員が陪席することができる。
- 6 会議の開催は毎年度2回程度を目途とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、管理部博物館事業課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。